［号を削る。］

一　取り扱う暗号資産を変更しようとする場合　当該変更しようとする事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

二　暗号資産交換業の内容又は方法を変更しようとする場合　当該変更しようとする事項に係る第六条第十二号から第十五号までに掲げる書類及び当該事項が前条第三号ハ又はニに掲げる事項である場合にはその変更に係る事実を確認することができる書面

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

２　暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号を変更した場合　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　資本金の額を変更した場合　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書

四　取締役等に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに取締役等になった者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ　新たに取締役等になった者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ　別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五　主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）に変更があった場合　別紙様式第七号により作成した株主の名簿

六　取り扱う仮想通貨に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第六条第十一号に掲げる書面

七　仮想通貨交換業の内容又は方法に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第六条第十二号から第十五号までに掲げる書類

八　委託に係る業務の内容又は委託先に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

九　他に行っている事業に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

十　法第六十三条の二の登録を財務局長等から受けている仮想通貨交換業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合　第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七条の登録済通知書

十一　法第六十三条の十一第一項に規定する管理する方法に変更があった場合　同項に規定する管理する方法に変更があった事実が確認できる書面

十二　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

［項を加える。］